

若狭町おもてなし観光地づくり支援事業

観光事業者自らが率先して『おもてなし向上事業、観光商品開発、観光客誘客イベントなど』の観光客誘客事業や観光施設改修を行うという観光客の受け皿づくりとそのやる気を応援するために、これらの取り組みを行う観光事業者に対し「若狭町おもてなし観光地づくり支援事業補助金」を交付し、当町の観光産業の育成と発展を目指す。

○次の事業を行う観光事業者等に対し、補助金を交付する。 ※1者1事業1年度につき1回限りの交付

補助対象事業		補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	摘要	補助対象となる一例
観光客誘客・広報宣伝に係る事業	おもてなし向上事業	観光協会 民宿組合 旅館組合	旅費、謝金、消耗品費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、委託料	2/3	10万円	視察研修に係る経費は、補助率を1/10とする。 前年度以前に交付決定を受けたものは、1度に限り、交付対象とする。この場合は、補助率を1/2（視察研修は1/10）、限度額を5万円とする。	民宿組合が講師を呼び接遇改善の研修会を開催
	観光商品開発・販路開拓事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商業者	謝金、旅費、賃金、消耗品費、光熱水費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、委託料、備品購入費	2/3	20万円	前年度以前に交付決定を受けたものは、1度に限り、交付対象とする。この場合は、補助率を1/2、限度額を10万円とする。	・水月湖の年縞を商品自体にデザインした商品開発（お菓子・お土産など） ・熊川宿の町家をかたどった商品開発（お菓子など）
	観光客誘客イベント事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商業者 任意の商店会等	謝金、消耗品費、光熱水費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、委託料	1/2	10万円	町長が特に観光客の誘客が図れる地域と認める場合は、補助率を3/4（但し初年度に限り9/10）、限度額を300万円とする。	・瓜割名水公園イベント
	着地型観光推進事業	観光協会 民宿組合 観光協会の会員である組合 任意の商店会等	備品購入費	1/2	10万円	前年度以前に交付決定を受けたものは、1度に限り、交付対象とする。この場合は、補助率を1/4、限度額を2万5千円とする。	・漁業体験の際の釣竿、出刃包丁等の購入費
補助対象事業		補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	摘要	補助対象となる例
観光施設改修に係る事業	みかた温泉利用施設改修事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者	みかた温泉を利用する 観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者	工事請負費、修繕費、消耗品費、借上料、委託料	1/10	50万円	温泉付き民宿への改修（熱交換型ボイラーの設置と浴槽改修） 温泉付き民宿のボイラー交換 玄関に温泉の足湯設置

補助対象者の説明

区分	要件
観光協会	若狭三方五湖観光協会
民宿組合	三方民宿組合協議会
旅館組合	若狭三方五湖旅館組合
観光施設運営事業者	若狭町で歴史・文化・自然景観などの遊覧資産を持ち、観光客の受け入れを行うことができる施設を管理・運営する者のうち、若狭三方五湖観光協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた事業者
観光宿泊施設運営事業者	旅館業法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者のうち、若狭三方五湖観光協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた事業者
観光飲食事業者	食品等事業者（食品衛生法第3条第1項）又は統計基準（統計法第2条第9項）である日本標準産業分類において飲食店と分類される産業を主として営む者のうち、次の項目をすべて満たす店舗を有するもので、かつ、若狭三方五湖観光協会の会員である事業者 （1）若狭三方五湖観光協会の推薦を受けた営業店舗 （2）地産地消の推進に資すると認められる営業店舗 （3）風営法の規定の適用を受けない営業店舗
商業者	主に土産物等を販売する事業者であり、若狭三方五湖観光協会から推薦を受けた者
任意の商店会等	若狭三方五湖観光協会から推薦を受けた任意の商店会、商店連盟、協会、実行委員会及び協議会